

## 非上場株式の一層の活用のための「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部改正に関するパブリックコメントの結果について

2020年11月17日  
日本証券業協会

本協会では、非上場株式の一層の活用のための「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部改正（案）について、2020年9月16日から2020年10月15日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（1件1者）及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。

### 【以下における凡例】

「株主コミュニティ規則」：株主コミュニティに関する規則

| 項番                      | 該当箇所                 | 意見の概要  | 考え方   |
|-------------------------|----------------------|--|---|
| <b>○ 株主コミュニティ規則（1件）</b> |                      |  |   |
| 1                       | 株主コミュニティ規則第12条第2項第4号 | 株主コミュニティ規則第12条第2項第4号において、「有価証券報告書の提出会社ではない旨」も公表できるとしてはどうか。 | 継続開示会社でない旨の情報も投資者の株主コミュニティへの参加の判断材料の一つになると思われるので、ご意見を踏まえ、株主コミュニティ規則第12条第2項第4号は「発行者の金商法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出義務の有無」といたします。 |

以 上